

目 次

第1号（12月25日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第85号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）	2
議案第86号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）	2
議案第87号 錦町手数料条例の一部を改正する条例	6
議案第88号 町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結について	8
閉 会	10
署 名	11

令和5年 第7回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和5年12月25日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 閉会	令和5年12月25日 令和5年12月25日	午前10時00分 午前10時36分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	2	丸小野 聖 一	3	梶 原 誠 二	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	地域整備 課 長	上 野 陽 一		
副 町 長					
総務課長	深 水 英 雄				
住民福祉 課 長	山 園 琢 磨				
企画観光 課 長	岩 尾 和 文				
議 事 日 程	別紙のとおり				
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第85号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第4 議案第86号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第5 議案第87号 錦町手数料条例の一部を改正する条例
 - 日程第6 議案第88号 町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第85号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第4 議案第86号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第5 議案第87号 錦町手数料条例の一部を改正する条例
 - 日程第6 議案第88号 町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結について
-

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第7回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、2番、丸小野聖一議員、3番、梶原誠二議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 議案第85号

日程第4. 議案第86号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第85号令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）と日程第4、議案第86号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。本日、第7回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれ

ましては、年末のお忙しい中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。

さて、本年は令和2年の大災害復旧工事も落ち着きを取り戻してきたところでございますけれども、物価や資材の高騰により生活を取り巻く環境は厳しい1年となってまいりました。このため、町民の生活の安定を第一として、議員の御協力を頂きながら、生活面に即応した対策を講ずることができました。感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、議案第85号令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）、議案第86号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）につきまして説明をいたします。

令和5年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,635万9,000円を追加し、予算の総額を76億5,146万8,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、国の補正予算成立に伴い、非課税世帯に7万円を追加給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、第2弾となりますLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、物価高騰に直面する子育て世帯への町独自の支援として、18歳以下の者へ1人1万円を給付する子育て世帯生活支援給付金ほか道路改良事業費、繰越明許費の設定及び地方債の補正でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、予算の総額を2億6,114万円とする案件と地方債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、一般会計から御説明いたします。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、翌年度へ繰越し予定の事業となります。

3款1項社会福祉費、LPガス価格高騰対応生活者支援事業1,564万8,000円です。

本事業については、第2弾として今回補正予算に計上しておりますが、年度内での完了が見込めないことから、全額繰り越すものです。

続きまして、7ページです。

第2表、地方債補正、変更が2件、廃止が1件です。まず、変更分の道路整備事業（公共事業等債）ですが、起債の限度額を2,940万円増額し、1億30万円とするものです。内容は、国の補正予算成立に伴う事業費の増額により借入額を増額するもので、対象事業は町道松里永野線、町道平野線の道路改良事業となります。

次に、道路側溝改修・舗装復旧事業（公共施設等適正管理推進事業債）ですが、起債の限度額を20万円増額し、3,910万円とするものです。内容は、側溝改修や舗装復旧事業費の変更に伴い、借入額を調整するものです。

以上、2件について、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであり、補正前と変更はございません。

次に、廃止の分です。

記載の目的は、国営総合かんがい排水事業（公共事業等債）、限度額は930万円です。国営川辺川土地改良事業の令和5年度負担金の財源として借入れを予定しておりましたが、起債対象となる負担金が少額となったため全額を廃止するものです。

次に、議案つづり12ページ、13ページをお願いいたします。

一般会計の歳入から総務課関係分を御説明いたします。

11款1項1目1節地方交付税5,978万7,000円は、財源調整として普通交付税を計上しております。

次に、一番下になります。16款2項1目総務費県補助金19節物価高騰対応生活者支援交付金782万4,000円は、第2弾のLPガス価格高騰対応生活者支援事業の財源として計上しております。

次のページをお願いいたします。14、15ページですね、お願いします。

こちら22款町債につきましては、第2表、地方債補正で御説明をしたとおりとなります。

次に、歳出となります。16ページ、17ページをお願いいたします。

一番上の欄になります。2款1項10目減債基金費24節積立金1,431万円です。

11月に成立しました国の補正予算により、普通交付税の追加交付が決定されましたが、一部は令和6年度及び7年度における臨時財政対策債を償還するための基金積立て分として交付されるため減債基金に積み立てるものです。この積立てにより基金残高は5億3,603万円となります。

総務課関係は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係を御説明いたします。

歳出です。ページはそのまま16、17ページをお願いします。

3款1項6目給付金支給事業8,725万6,000円のうち、3節から13節までは電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業分で、3節職員手当等5万円は時間外勤務手当、10節需用費20万円は消耗品と印刷製本費、11節役務費30万8,000円は、通信運搬費と口座振込手数料、12節委託料103万円は、システム改修業務委託料です。18節負担金補助及び交付金8,564万8,000円のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業分7,000万円は、町民税均等割非課税世帯が支給対象で、1世帯当たり7万円、1,000世帯分を計上しております。

次のLPガス価格高騰対応生活者支援事業1,564万8,000円は、コロナ禍における物価高騰に対するLPガス消費世帯を支援するものです。1世帯当たり4,000円、3,000世帯の支援金と事務費の補助金です。支援金の給付方法は、県LPガス協会がLPガス使用者に支援金を給付します。支援金と事務費を町からLPガス協会に補助金として交付します。

次に、3款2項2目児童措置費1,889万3,000円は、錦町子育て世帯生活支援給付事業で、11節役務費7万6,000円は通信運搬費、12節委託料31万7,000円はシステム改修業務委託料、18節負担金補助及び交付金1,850万円は、子育て世帯生活支援給付金で18歳以下の子ども1人当たり1万円、1,850人分を計上しております。物価高騰対策として、児童を養育する者に給付するものです。

以上で、住民福祉課分の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。議案つづり12、13ページをお開きください。

2段目です。15款2項1目総務費国庫補助金23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,190万8,000円です。この交付金は、低所得世帯支援枠を追加的に拡大すると共に、物価高騰の影響を受けておられる方々や事業者を引き続き支援するために追加交付されたものです。

内容としまして、先ほど住民福祉課長が説明申し上げました低所得世帯支援枠5,614万4,000円は、電力・

ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に、推奨事業メニュー3,576万4,000円は、ただ今実施しております全世帯商品券配布事業にそれぞれ充当するものです。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） それでは地域整備課関係を御説明します。

一般会計の歳入からです。12ページ、13ページをお開きください。

2段目になります。15款2項4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金1,685万2,000円、それからその下の13節交通安全対策補助（通学路緊急対策）1,968万8,000円は、国の補正予算成立に伴い要求しておりました交付金事業及び通学路事業について内示がありましたので、今回追加計上するものです。

詳細は歳出にて御説明いたします。

次に、歳出です。18ページ、19ページをお開きください。

一番下の段となります。8款2項2目道路新設改良費7,140万円のうち、12節委託料3,170万円は、町道松里永野線、永野工区の実施設計及び用地測量業務、町道平野線、平野工区の用地測量業務委託料となります。

14節工事請負費3,200万円は、町道平野線、平野工区の道路改良費で、難航しておりました共有地の契約及び所有権移転登記が完了しましたので、延長にしまして90メートル分の工事費を計上するものです。

16節公有財産購入費770万円は、町道松里永野線、永野工区及び町道平野線、平野工区の道路改良事業に係る用地購入費となります。

次のページをお開きください。

2段目です。3項3目河川等災害関連事業費14節工事請負費2,450万円は、現在復旧工事を行っております水無川橋の災害関連工事分で、事業費所要額が不足するため増額補正をするものです。

主な増額要因としては、工期の延長に伴う敷鉄板、鋼矢板のリース期間延長による賃料の追加、出水期前後の河川内作業路の撤去及び再設置費用の追加などによるものとなります。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計について御説明します。30ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更です。起債の目的は、流域下水道事業で、限度額を180万円から70万円増額し、250万円とするものです。

内容については、この後、歳出にて御説明いたします。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

次に、歳入です。34、35ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料1節現年度分20万6,000円は、歳出予算増額のための財源補正です。

7款の町債については、先ほど地方債補正で説明したとおりです。

次のページをお開きください。歳出です。

1款1項1目総務管理費18節負担金補助及び交付金90万6,000円は、球磨川上流流域下水道県営事業負担金で、国の補正予算成立に伴う流域下水道建設負担金となります。

主な事業内容としては、免田ポンプ場のポンプ更新に伴う設計委託料などとなります。

以上で、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 19ページをお願いします。

862、平野工区用地測量業務委託料は、今の駅前から免田川のあさぎりのほうに向かう用地測量設計でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

木上駅からあさぎり方面に向かったところの用地測量となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） その14節で、平良工区の道路改良、あそこ今、平板ブロックで側溝をつくってありますよね。あれを埋め立てて、新しくまた平板ブロックにするのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 側溝の部分につきましては、一応問題ない部分については再利用したいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第85号令和5年度錦町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第86号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第87号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第87号錦町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第87号錦町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、戸籍法の改正に伴い、新たに発行手数料を設けるほか、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 錦町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

戸籍法の改正により、2つの改正を行うものです。

1つは、戸籍システムがデジタル化、ネットワーク化され、令和6年3月1日から居住する自治体で全国の戸籍証明が発行可能となることから、手数料を定めるものです。

38ページの別表第1中、(1) 戸籍謄本等の交付1件につき450円中に広域交付の戸籍証明書を追加します。

(4) 除籍謄本等の交付1件につき750円中に広域交付の除籍証明書を追加します。

以上、2つの項目が広域交付に関する改正部分です。

2つ目は、各種申請手続がオンラインで完結するために、新たに電子証明提供用識別符号の発行手数料を追加します。この運用は、令和6年度中の運用が予定されております。

38ページの(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円。次、39ページの(6) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円。この2つの項目を追加します。

現在、パスポートの発給申請はオンライン申請と紙の戸籍謄本で手続をしておりますが、紙の戸籍謄本に代えて戸籍電子証明書提供用識別符号を発行することで、申請手続をオンラインで完結できるようにするものです。その他、マイナンバーを利用した申請についても令和6年度以降に実施されます。

40ページをお願いします。

この条例は、令和6年3月1日から施行します。

次に、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の2ページ、3ページをお願いします。

新旧対照表2ページ、別表第1中、(1) 手数料を徴収する事項中、下から3行目、第120条の2第1項及び3ページに記載あります(4)、下から3行目の第120条の2第1項の記載が広域交付に係る部分であり、今回の改正する部分です。

次に、2ページをお願いします。(3) 手数料の金額1件につき400円。

次、3ページの(6)、1件につき700円が新たに追加する項目で手数料を徴する事項が、新たに電子証明書提供用識別符号の発行する部分の内容記載となっております。

戸籍手数料につきましては、全国統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務とされております。標準手数料政令が定める額を標準として条例で定めることになっております。手数料を徴収する事項の改正文言につきましては、標準手数料政令が定める表現や順序に合わせて条例改正を行うものであり、内容及び手数料の金額の改正はございません。

以上で、条例改正の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） お尋ねですが、今回の手数料条例、来年の4月から施行ですかね、変わるわけですね。来年の4月からこの金額になるわけでしょ。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

施行は令和6年3月1日です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 失礼しました。3月1日からですね。そうしますと、およそ何%ぐらいの引上げ率になりますか、全体的に。手数料関係がですね、現在の料金よりも幾らぐらい上がるか教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

今回の条例改正では、金額の引上げはございません。広域交付にかかわる分についての交付手数料のほうが今まで紙の手数料と同じ金額の設定となっております。戸籍については450円、除籍については750円ということですので、金額の改正はございませんで、他市町村分の戸籍の発行の手数料が同じ金額で錦町でもできるというような改正でございます。

もう一件の識別符号につきましては、新たにオンラインで手続きをされる方についての金額の新規の設定でございます。400円と700円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第87号錦町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第88号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、議案第88号町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第88号町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございます。当初は予定価格5,000万円未満の議決を要しない金額でございましたが、工事を進めるに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超える金額となりましたので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは41ページをお開きください。

議案第88号町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結について御説明します。

1、契約の目的、町道風月野線法面対策工事（2期）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前一金4,840万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額440万円）、変更後一金5,112万6,199円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額464万7,836円）。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2745番地1、商号または名称、株式会社イトウ建設、代表者氏名、代表取締役田中聡。

町道風月野線法面対策工事については、道路幅が狭く、離合箇所設置を目的として令和4年度より工事を実施しており、現在2期工事が施工中となっております。

増額となりました主な要因としては、舗装工事の追加と埋戻し材を発生土から購入土に変更したことによるものとなります。舗装工事については、2期工事による路面損傷を避けるため、未施工となっております1期工事分を今回2期工事と併せて施工することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 発生土から購入土ということですが、体積的にはどのくらいの量になるんですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

ただ今ちょっと資料のほうございませんので、また後ほどお答えするというところでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 購入土というのはCBRの20とかありますけども、現地の発生土に石灰処理とかセメント処理で比較されての変更になるんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） それを考慮したところによるものとなります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今回の2期工事でこの風月野線はもう終了、完全に終わるということで、工事の終了期間はいつまででしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

今回の2期工事で終了となります。工期は一応3月末までには終わる予定でおります。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） すみません。もう一回。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 失礼しました。今年度中には終了する予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 今、この前説明いただきました図面を見させてもらっているんですけども、この背面の天板のほうの補強盛土のところに透水シートを張って三角の部分とあるんですけど、ここはもう一体的に盛土したほうが効果的かなと考えますけども、そここのところの検討をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

この補強土壁工というのは、埋戻しの補強盛土なんですけども、各層何層かに分けまして、この層と層の間に補強材を入れる工法となりますので、一体的な盛土というのはできないということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 一体的にならないといいましても、ここが三角になって、ここの締め固めが、ここ1番天板のところでですね。600の補強土盛土としてありますけども、透水シートの前に、現にこう段がありますけども、こここのところ一体に工事して施工されたほうが強度的にはいいんかなと考えますので、御検討をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

一応、こういう断面の方で施工させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第88号町道風月野線法面対策工事（2期）請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第7回錦町議会臨時会を閉会します。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

